

議案第81号

福岡市立霊園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月24日

福岡市長 高 島 宗一郎

理由

この条例案を提出したのは、霊園の管理料及び一時使用の使用料の額を適正なものに改める必要があるによる。

福岡市立霊園条例の一部を改正する条例

福岡市立霊園条例（昭和30年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第17条中「800円」を「1,000円」に、「1,000円」を「1,200円」に改める。

第19条第3項中「480円」を「590円」に改める。

附 則

この条例中第19条第3項の改正規定は平成27年4月1日から、第17条の改正規定は平成28年4月1日から施行する。